

愛南町教育振興に関する大綱

～まちづくりはひとづくり～

令和5年4月

愛南町教育振興に関する大綱

～まちづくりはひとづくり～

愛南町では、目指すまちの将来像を、

「ともに彩を育むまち いろこいあいなん」とし、

「まちづくりはひとづくり」と考え、教育行政分野では、

「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」を政策の柱としております。

その政策実現のため、学校教育や生涯学習、文化・スポーツの充実、人権尊重・男女共同参画の実現などを通して、次のような愛南町の未来を担う人材を育てます。

- 「ありたい自分」を目指して、よりよく生きようとすることができる人材
- 確かな学力を身に付け、不測の事態に動じることなく自らの発想力と行動力で課題を乗り越えることができる人材
- 生涯にわたって自発的に学び続けることができる人材
- 人のため社会のために貢献することができる人材
- 愛南町の伝統文化を保護・活用していくことができる人材
- 身近にスポーツに親しんだり、望ましい食習慣を心がけたりして、健康な体を保持・増進することができる人材
- 複雑化・多様化する人権問題の解決に、主体的に取り組むことができる人材
- 人権問題について一人ひとりが主体的に考え、互いの人権を尊重して行動する社会を実現することができる人材

そういった「ひとづくり」を目指し、「愛南町教育振興に関する大綱」（令和5年度～令和8年度）を定め、4つの施策“学校教育の充実”“生涯学習の充実”“文化・スポーツの充実”“人権尊重・男女共同参画の実現”を通して推進していきます。

令和5年4月20日

愛南町長 清水 雅文

※ 愛南町における教育課題

近年、加速する人口減少や少子高齢化、人々の価値観の多様化、デジタル技術やグローバル化の一層の進展など、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化しています。その中で、耐性の欠如、自立性の不足、自己中心性、規範意識の低下、人間関係の希薄化等の心の問題が大きな課題となっています。高度化、複雑化する変化の激しい社会に対応することができる子どもたちを育てるためには、豊かで多様な教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会における真の心の居場所づくり、自他の尊厳を認め合うことのできる、たくましく心豊かな子どもの育成に取り組む必要があります。

愛南町では以前から、学校、家庭及び地域が連携し、地域全体で子どもを育てていく風土がありました。しかし、家庭環境の多様化に伴う家庭教育を行う上での課題、地域コミュニティの弱体化などにより、これまでのように人脈や地域のつながりを頼ることが難しくなっています。就学環境や就学機会の充実、地域全体で子どもたちを育む体制づくりなど、教育環境の拡充が一層求められています。

人が生涯にわたって自発的に学び続けることができ、その成果を適切に生かすことができる社会づくりは大変重要なことです。愛南町においては、町民アンケートの結果から、生涯学習情報の提供に満足している町民が多い一方で、実際に生涯学習活動に取り組んでいる町民が少ないのが現状です。

また、文化活動においても、文化団体や伝統行事の運営が難しくなっており、地域伝統文化の継承が課題となっています。

子どものスポーツ環境も、少子化のため団体の存続や団体競技の維持が困難となっています。子どもたちのスポーツ習慣を向上させるため、団体組織の改編を進める必要があります。また、子どもの運動能力は、総合的には県平均と同等程度ですが、投げる能力などに課題が見られます。

最近、SNS上における人権侵害の事案も発生していますが、意識、無意識を問わず、人権を侵害する行為は、年々多様化しています。基本的人権の尊重は、いつの時代も社会生活の根幹をなす大切なことです。愛南町では、あらゆる差別をなくし、人権が尊重されるまちづくりに向けて取り組んできました。

しかし、子どものいじめ問題や社会的弱者に対する人権侵害の事案が完全になくなったとは言えません。引き続き、人権尊重の意義や大切さについて啓発に努めることが必要になっています。

※ 具体的教育振興基本方針

施策 I ・ ・ ・ 学校教育の充実

1 基本方針

- ・ 幼保・学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を推進し、子どもの豊かな心の成長を支援します。
- ・ 子どもたちの主体的な学びの創造を支援するとともに、学校の実情に合わせて、医療的ケア看護職員や情報通信技術支援員、特別教育支援員、教員業務支援員等の整備を進め、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の充実に努めます。
- ・ 心身ともに健康な児童生徒を育成するために、学校と家庭が連携し、基本的な生活習慣・日常的な運動習慣の定着に努めていきます。また、安心・安全な学校給食を提供するとともに、望ましい食習慣の形成に努めます。
- ・ G I G Aスクール構想による I C T環境（1人1台端末や高速大容量のネットワーク等）の整備に伴い、それらを適切に活用した学習活動の充実を推進するとともに、デジタルとアナログの利点を生かした効果的な学習活動による学力向上を目指します。
- ・ 障がいのある児童生徒や医療ケアが必要な児童生徒が安心して学ぶことができるよう、障がいの状態等に応じた I C T機器の活用やユニバーサルデザインを意識した学校環境づくりを進めるほか、特別支援教育に係る教職員の資質向上に取り組みます。
- ・ 児童生徒をとりまく環境の多様化に応じた心のケアに努めるとともに、継続していじめ問題や不登校問題等に適切に対応します。特に、深刻化する S N Sやインターネットを介したいじめ問題を未然防止するための情報モラル教育の推進と保護者への啓発、保護者・関係機関と連携した不登校児童生徒への支援に努めます。
- ・ 学校施設の老朽化に伴い、安全・安心な教育環境を維持するため、必要に応じ、迅速且つ計画的な修繕・改修に取り組んでいきます。
- ・ 安心・安全で充実した教育環境の整備を推進するため、各教育施設の点検・整備・改善を計画的な修繕・改修に取り組んでいきます。また、技術革新が加速度的に進む中、次世代に相応しい充実した教育環境を確保します。さらに、防災教育等の実践を通して「自分の命は自分で守る」ことのできる子どもたちを育てていきます。
- ・ 児童生徒の減少が進む中、適切な学校再編を行い、学校教育活動の充実に努めます。

2 めざす姿

(1) 確かな学力の向上

自ら学び考える力を育成し、基礎・基本を定着させることにより、確かな学力の向上を図ります。

(2) ICTを活かした教育の推進

ICT教育の特性を活かし、児童生徒の興味・関心と情報リテラシーの向上を図るとともに、ICT教育の特徴を取り入れ、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、個別最適な学びの実現に努めます。

(3) 特別支援教育の充実

障がいや医療ケアの必要な子どもたちが、安心して地域や学校で学ぶことができるよう、交流や共同学習の機会を通じたよりよい学習環境づくりを進めるとともに、学校や家庭、関係機関等が連携し、早期からの切れ目ない支援体制を整え、一人ひとりの障がいの状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図ります。

また、特別支援学級や通級指導教室など多様な学びの場の充実と特別支援教育に係る教職員の資質向上、地域の人々への特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。

(4) 心の教育の充実

いじめ・不登校等への対応、家庭や地域と連携した児童生徒指導・支援体制の充実を図るとともに、子どもの居場所づくりに努めます。また、自他の生命を大切にする心や規範意識などを養う道徳教育、環境教育等の推進と、感性を育む読書習慣の定着を図ります。

(5) 健やかな体の育成

食習慣や運動習慣などの望ましい生活習慣の形成を図り、子どもたちの豊かな人間性や健康・体力など、社会で生きる力を育みます。

(6) 安心・安全な教育環境の整備

子どもが安心・安全な環境で豊かな学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備・充実に努めます。

施策Ⅱ・・・生涯学習の充実

1 基本方針

- ・ 変化するライフスタイルや町民のニーズに対応した生涯学習機会の提供と地域に根ざした公民館活動の充実、強化を図ります。
- ・ 児童生徒の安全・安心な居場所づくりや魅力ある体験活動の充実を図り、青少

年の健全育成を図ります。

- ・ 生涯学習環境の充実を図るとともに、図書館や資料館などの社会教育施設の整備をめざします。

2 めざす姿

(1) 生涯学習機会の充実

町民のニーズに応じた様々な生涯学習機会が提供され、多くの町民が参加し、その質や機会が充実していると思う町民が増加します。

(2) 青少年の健全育成

体験活動や見守り活動を実施して、放課後や週末等における安全・安心な居場所を提供することにより、青少年が健全に育成されます。

(3) 生涯学習施設の適正管理

生涯学習施設を適正管理することで、多くの町民が安心して利用することができます。

施策Ⅲ・・・スポーツの充実

1 基本方針

- ・ 町民の自主的な文化活動を支援するとともに、優れた文化に接する機会の提供に努め、平城貝塚や遍路道の国史跡指定に向けた取組をはじめ、文化財の活用と保護を進めることにより、町民の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを醸成します。
- ・ 町民のスポーツ習慣を高めるため、各種大会や教室等への参加機会の充実を図るとともに、スポーツ少年団の学校単位から競技単位への移行をめざし、専門的な知識や技術を有する指導者の養成と団体の育成を行い、子どもたちがスポーツに親しむ環境の整備を行います。
- ・ スポーツ施設の適正な管理を行い、利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るとともに、あけぼのグラウンドを中核としたスポーツツーリズムによる交流・関係人口の増加を図ります。

2 めざす姿

(1) 文化活動の活性化と文化財の保護・活用

町民の文化活動への支援により、文化活動に参加する町民の増加を図るとともに、文化財の保護と活用を通じて、町民が町の歴史や文化への理解を深め、郷土への愛着や誇りを醸成します。

(2) 各種スポーツ団体及び指導者の育成

各種スポーツ団体の充実及び指導者の育成や新たな生涯スポーツを導入することで、地域でスポーツ活動をする人が増えます。

(3) スポーツ施設の利用促進とスポーツツーリズムの推進

スポーツ施設的环境を充実させ、多くの町民が利用するとともに、スポーツツーリズム推進基本方針に基づき「見る」、「する」、「支える」などのスポーツを通じた観光のまちづくりを行います。

施策IV・・・人権尊重・男女共同参画の実現

1 基本方針

- ・ あらゆる人権問題を解決するために、関係機関と連携をとりながら、「ひとごとからわがことへ」を合言葉に人権・同和教育の推進に努めます。また、基本的人権尊重の理念が、私たち一人ひとりの生活の中にしっかりと根付き、家庭や学校、職場や地域社会などあらゆる場に浸透し、差別や偏見を許さない社会を確立します。また、効果的な人権・同和教育の啓発によって正しい知識を広めることで、多様性を認め合う環境づくりを推進していきます。家庭、地域、学校、職場と連携しながら、人権意識の高揚に取り組み、すべての町民が互いを尊重し合い、誰もが住みやすい地域社会の形成を目指します。
- ・ 男女がお互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、能力を十分に発揮できる共生社会の実現を目指します。

2 めざす姿

(1) 人権・同和教育の推進

あらゆる差別や偏見の解消及び多様性を認める人権尊重意識が高揚します。

(2) 男女共同参画の推進

男女がお互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、能力を十分に発揮できる共生社会が実現します。